

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年1月20日

分任支出負担行為担当官
動物検疫所門司支所長 小田 茂

1. 工事の概要等

- (1) 工事名 動物検疫所門司支所新門司検疫場モニターリングカメラ他増設工事
- (2) 工事場所 福岡県北九州市門司区新門司北三丁目1-2
- (3) 工事概要 ①モニターリングカメラの設置工事・・・1式
②防犯カメラの設置工事・・・1式
- (4) 工期 平成24年3月30日(金)まで
- (5) 工事種目 電気通信工事
- (6) 使用する主要な資機材 別添仕様のとおり(入札説明書交付時に配布)
- (7) その他 本工事は、入札に参加しようとする者に対し、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料等」という。)の提出を原則とする。

2. 競争参加資格に関する事項

競争参加資格者は、次のすべての事項に該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 農林水産省大臣官房経理課における平成23・24年度一般競争(指名競争)参加資格業務区分において「電気通信工事」及び「電気工事」の認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされているもの又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされているものについては、手続開始の決定後、農林水産省大臣官房経理課長が別に定める手続に基づく一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされるもの又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 本店、支店又は営業所等が福岡県内にあること。
- (5) 次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に配置できること。ただし、請負金額が2,500万円以上の場合は専任で配置できること。
 - 1) 監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

- 2) 配置予定技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- (6) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、農林水産省大臣官房 経理課長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年4月21日59経第715号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 3.(3) で示す申請書及び資料の提出期限において低入札工事を受注したことにより、農林水産省大臣官房経理課長が発注する新たな工事への参入を制限されていないこと。
- (8) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 入札手続等

- (1) 担当部局 〒801-0841
北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎内
動物検疫所門司支所
電話093-321-1116
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
交付期間は、平成24年1月20日（金）から平成24年2月3日（金）までの毎日、午前9時から午後5時まで、上記担当部局にて交付する。
- (3) 申請書及び資料の提出期間、提出先及び提出方法
- 1) 提出期間：平成24年1月20日（金）から平成24年2月3日（金）までの毎日、午前9時から午後5時までとする。
 - 2) 提出先：北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎内
動物検疫所門司支所庶務課長 永田 文明
 - 3) 提出方法：紙により提出すること。（電子メール、ファクシミリ等による提出は認めない。）
- (4) 入札書の提出方法及び入札・開札の日時及び場所
- 1) 入札書は紙により持参のこと。
 - 2) 郵便による参加者は、書留郵便にて上記提出先に平成24年2月7日（火）までに必着で郵送のこと。
 - 3) 開札は、平成23年2月8日（水） 午後2時 動物検疫所門司支所にて行う。

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- 1) 入札保証金 免除。
 - 2) 契約保証金 納付。
- (3) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内かつ最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち次点者を落札者とすることがある。

- (5) 専任の監理（又は主任）技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理（又は主任）技術者及び現場代理人とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (6) 契約書作成の要否 要。
- (7) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
上記2（2）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も、上記3（3）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (9) 詳細は入札説明書による。

以上公告する。

お 知 ら せ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規定に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは動物検疫所ホームページ（<http://www.maff.go.jp/aqs/>）をご覧ください。